

第1回智頭町議会定例会会議録

令和6年3月6日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 議員辞職の報告について
- 第 4. 諸般の報告
- 第 5. 町長の施政方針並びに提案理由説明
- 第 6. 議案第 1号 専決処分について
- 第 7. 議案第 2号 専決処分について
- 第 8. 議案第 3号 令和6年度智頭町一般会計予算
- 第 9. 議案第 4号 令和6年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第10. 議案第 5号 令和6年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第11. 議案第 6号 令和6年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第12. 議案第 7号 令和6年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第13. 議案第 8号 令和6年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第14. 議案第 9号 令和6年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第15. 議案第10号 令和6年度智頭町簡易水道事業会計予算
- 第16. 議案第11号 令和6年度智頭町公共下水道事業会計予算
- 第17. 議案第12号 令和6年度智頭町農業集落排水事業会計予算
- 第18. 議案第13号 令和6年度智頭町水道事業会計予算
- 第19. 議案第14号 令和6年度智頭町病院事業会計予算
- 第20. 議案第24号 智頭町情報公開条例の一部改正について
- 第21. 議案第25号 智頭町個人情報保護法施行条例の一部改正について
- 第22. 議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第23. 議案第27号 智頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第24. 議案第28号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第25. 議案第29号 智頭町税条例の一部改正について

- 第26. 議案第30号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第27. 議案第31号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第28. 議案第32号 智頭町部落差別の解消の推進に関する条例の一部改正について
- 第29. 議案第33号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第30. 議案第34号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第31. 議案第35号 智頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第32. 議案第36号 智頭町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第33. 議案第37号 第9期智頭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について
- 第34. 議案第38号 智頭病院経営強化プランの策定について
- 第35. 議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町老人福祉センター）
- 第36. 議案第40号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭町総合案内所）
- 第37. 議案第41号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）
- 第38. 議案第42号 町道の路線の認定について
- 第39. 議案第43号 町道の路線の変更について
- 第40. 議案第45号 字の区域の変更について
- 第41. 議案第15号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第12号）
- 第42. 議案第16号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第43. 議案第17号 令和5年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

- 第 4 4 . 議案第 1 8 号 令和 5 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 第 4 5 . 議案第 1 9 号 令和 5 年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 6 . 議案第 2 0 号 令和 5 年度智頭町簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 7 . 議案第 2 1 号 令和 5 年度智頭町公共下水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 第 4 8 . 議案第 2 2 号 令和 5 年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算 (第 4 号)
- 第 4 9 . 議案第 2 3 号 令和 5 年度智頭町水道事業会計補正予算 (第 5 号)
- 第 5 0 . 議案第 4 4 号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第 5 1 . 発議第 1 号 智頭町議会基本条例の一部改正について
- 第 5 2 . 発議第 2 号 智頭町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 第 5 3 . 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1 . 会議録署名議員の指名
- 第 2 . 会期の決定
- 第 3 . 議員辞職の報告について
- 第 4 . 諸般の報告
- 第 5 . 町長の施政方針並びに提案理由説明
- 第 6 . 議案第 1 号 専決処分について
- 第 7 . 議案第 2 号 専決処分について
- 第 8 . 議案第 3 号 令和 6 年度智頭町一般会計予算
- 第 9 . 議案第 4 号 令和 6 年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 1 0 . 議案第 5 号 令和 6 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 1 1 . 議案第 6 号 令和 6 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 1 2 . 議案第 7 号 令和 6 年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第 1 3 . 議案第 8 号 令和 6 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第 1 4 . 議案第 9 号 令和 6 年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 1 5 . 議案第 1 0 号 令和 6 年度智頭町簡易水道事業会計予算

- 第16. 議案第11号 令和6年度智頭町公共下水道事業会計予算
- 第17. 議案第12号 令和6年度智頭町農業集落排水事業会計予算
- 第18. 議案第13号 令和6年度智頭町水道事業会計予算
- 第19. 議案第14号 令和6年度智頭町病院事業会計予算
- 第20. 議案第24号 智頭町情報公開条例の一部改正について
- 第21. 議案第25号 智頭町個人情報保護法施行条例の一部改正について
- 第22. 議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第23. 議案第27号 智頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第24. 議案第28号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第25. 議案第29号 智頭町税条例の一部改正について
- 第26. 議案第30号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第27. 議案第31号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第28. 議案第32号 智頭町部落差別の解消の推進に関する条例の一部改正について
- 第29. 議案第33号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第30. 議案第34号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第31. 議案第35号 智頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第32. 議案第36号 智頭町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第33. 議案第37号 第9期智頭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について
- 第34. 議案第38号 智頭病院経営強化プランの策定について
- 第35. 議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町老人福祉センター）

- 第36. 議案第40号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭町総合案内所）
- 第37. 議案第41号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）
- 第38. 議案第42号 町道の路線の認定について
- 第39. 議案第43号 町道の路線の変更について
- 第40. 議案第45号 字の区域の変更について
- 第41. 議案第15号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第12号）
- 第42. 議案第16号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第43. 議案第17号 令和5年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第44. 議案第18号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 第45. 議案第19号 令和5年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第46. 議案第20号 令和5年度智頭町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第47. 議案第21号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第4号）
- 第48. 議案第22号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第4号）
- 第49. 議案第23号 令和5年度智頭町水道事業会計補正予算（第5号）
- 第50. 議案第44号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第51. 発議第1号 智頭町議会基本条例の一部改正について
- 第52. 発議第2号 智頭町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について
- 第53. 陳情について

1. 会議に出席した議員（10名）

1番 仲井 莖

2番 西尾 寿樹

3番 岡田 光弘

5番 宮本 行雄

6番 田中 賢

7番 谷口 翔馬

8番 波多 恵理子
11番 安道 泰治

10番 大河原 昭洋
12番 谷口 雅人

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（15名）

町	長	金 兒 英 夫
副 町	長	矢 部 整
教 育	長	田 中 靖
病 院 事 業 管 理 者		葉 狩 一 樹
総 務 課	長	國 岡 厚 志
企 画 課	長	酒 本 和 昌
税務住民課長兼水道課長		西 川 公 一 郎
教 育 課	長	竹 内 学
地 域 整 備 課	長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課	長	山 本 進
地 籍 調 査 課	長	原 田 誠 之
福 祉 課	長	山 本 洋 敬
会 計 課	長	前 田 美 由 紀
総 務 課 参 事		川 本 均
病 院 事 務 部	長	福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事 務 局 長	福 安 充 子
書 記	古 田 光 一
書 記	大 垣 理 恵

開 会 午 前 1 0 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、令和6年第1回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、岡田光弘議員、5番、宮本行雄議員を指名します。

日程第2． 会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの13日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの13日間と決定しました。

日程第3． 議員辞職の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、議員辞職のついて報告いたします。

閉会中の2月20日、藤田浩祐議員から辞職願の提出があり、21日、地方自治法第126条の規定により、議長において辞職を許可いたし、22日に本人へ通知いたしましたので、会議規則第99条第2項の規定により報告いたします。

日程第4． 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第4、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項並びに199条第9項の規定に基づき、令和5年12月から令和6年2月分の例月出納検査報告書並びに令和5年度定期監査結果報告書並びに令和5年度財政支援団体等監査結果報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますので、ご承知ください。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会が、去る令和6年2月6日から7日に開催され、議案9件が可決されました。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会が、去る令和6年2月9日に開催され、議案6件が可決されました。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、今期定例会の説明員については、2月28日付をもって、町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただき、議会活動、また議員活動にさせていただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第5．議案第1号から日程第40．議案第45号まで 45案
一括上程

○議長（谷口雅人） これから、議案第1号 専決処分についてから、議案第45号 字の区域の変更についてまでの45議案を一括して議題とします。

日程第5、町長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） おはようございます。本日ここに第1回定例町議会を招集しましたところ、議員各位には、ご多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

まず、本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震によりお亡くなりになら

れた方々に謹んでお悔やみを申し上げます。被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の安全と一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

また、被災地等において、救援や復旧支援などの活動に尽力されている方々に深く敬意を表しますとともに、本町といたしましても関係機関と連携の上、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

本町では、被災された方々を支援するため、1月10日から町の公共施設に募金箱を設置しており、2月9日現在、合計14万2,339円の義援金が集まり、日本赤十字社を通じて送金したところです。被災地の復興には、今後も多くの支援が必要となります。引き続き募金箱を設置しておりますので、多くの方にご協力いただきますようよろしくお願いする次第です。

それでは、諸議案の説明に先だち、令和6年度に臨む私の所信の一端を申し述べ、本議会を通じ、住民皆様のご理解とご協力をいただきたいというふうに思います。

昨年5月の新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、社会経済活動はコロナ禍前の状況に戻りつつありますが、国際情勢においては、ウクライナ紛争に加え、中東のパレスチナ自治区でも紛争が起こり、情勢は緊迫化する一方で、原油価格や物価の高騰は収束する様子がなく、引き続き国民生活や地域経済に大きな影響を与えています。

また、昨年8月には、台風7号の暴風・豪雨により県内各地でも大きな被害をもたらすなど、地球温暖化の影響と思われる異常気象が引き起こす自然災害は、毎年国内各地で甚大な被害をもたらし、国民生活に脅威を与え続けています。

このような中、私は、町長就任以来、一貫して町民生活安定と暮らしを守るため、感染予防対策はもとより、生活支援対策、企業支援対策などコロナ下・コロナ後の社会を見据え、「安全で安心な活力ある町」の実現を目指した諸施策に取り組んでまいりました。

令和6年度においても、引き続き、安全安心で活力があり、豊かで幸せな暮らしが実感できる「住んでよかったと思える町づくり」を、全身全霊で進めてまいり所存であります。

国の令和6年度地方財政計画では、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方公共団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、こども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスが提供できるよう、安定的な財

政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保されたものの、臨時財政対策債の発行額については大幅に抑制され、前年度比54.3%減と3年連続して大きく減少しています。

本町においては、自主財源である町税のうち、市町村民税は、個人所得の増加に伴う税収が見込まれるものの、個人住民税の定額減税による減額を、また、各事業所の決算状況による法人税割の減収を見込んでいます。固定資産税にあつては、評価替えの年に当たり、土地評価額の減額が、また、償却資産分の減額が引き続き見込まれ減収を見込んでいます。市町村たばこ税が、加熱式たばこの税率増により増収が見込まれるものの、町税全体としては減収となる見込みです。

このように、一般財源の確保が困難となる傾向は依然として続いているところであり、加えて、昨今の物価高に伴い諸経費は増し、公債費などの義務的経費は累増するほか、人口減少対策や子育て政策、デジタル化の推進、脱炭素社会の推進を目指した取組など、新たな行政課題への対応に要する経費も必要となり、今後も厳しい財政状況が続くものと見込まれます。

このため、令和6年度当初予算編成に当たっては、歳入に見合った歳出が基本であることを念頭に、必要性や緊急性を考慮し、経費の精査や事業の統廃合など徹底して事業を見直すなど、無駄を排除して、予算の適正化に努めたところであります。

しかしながら、このような財政状況にあつても、「SDGs未来都市」としての役割を果たしつつ、「第7次智頭町総合計画」の4つの基本理念と「第2期智頭町総合戦略」を踏まえた諸施策事業を着実に実施していかなければなりません。

令和6年度は、「第7次総合計画」下期5年の3年目となります。町の将来像に掲げる「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」を実現するため取り組んできたところですが、引き続きこの将来像の実現に向け、「6つの視点」に沿った諸施策・事業及び「第2期智頭町総合戦略」の重点施策を主役である町民皆様と共に取り組んでまいります。

第7次総合計画の「6つの視点」のうち、「智頭町ならではの自然やつながりで健康長寿なくらし」の実現については、引き続き、社会福祉協議会、地域の皆様と連携しながら、本町に暮らす全ての住民が、住み慣れた地域で、希望や生き

がいを持ち、健やかで心豊かな、自立した生活を送ることができる「智頭らしい地域福祉」の実現を目指し、地域で支え合う体制づくりを展開します。

さらに、近年町民の抱える課題が複雑化、複合化する中、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等といった属性を問わない相談や狭間ニーズへ対応するため、令和4年度から取り組んでいる重層的支援体制の整備を引き続き推進するとともに、包括的支援体制の充実を図ります。

智頭病院では、すべての町民が安心して地域で暮らし続けることができるよう、一人ひとりに寄り添った医療の実現と、健全経営の持続に取り組めます。

「一人ひとりの個性を活かしながら支え、つながる家族」の実現については、産前、産後ケアの充実など、妊娠・出産・子育ての各場面で切れ目のない子育て世代包括支援事業をさらに推進するとともに、妊娠時からの伴走型相談支援に取り組めます。

また、子どもを取り巻く環境が複雑化している社会状況を踏まえ、こども家庭福祉事業を強化・拡大するとともに、児童虐待や育児放棄などの対応や、課題を抱える子どもや保護者の対応についても、関係機関と連携のもと、きめ細やかな支援を行います。

「生活の知恵から趣味や仕事まで、暮らしを彩る学びを増やす」の実現については、令和2年11月に開館した「ちえの森ちづ図書館」は、子どもからお年寄りまで、多くの皆様に利用いただき、昨年10月には来館者が15万人を超えました。引き続き生涯学習の拠点、交流の拠点及び居場所として、住民の皆様とともに事業を展開します。

社会教育事業では、昨年度設立した学校運営協議会にコーディネーター3名配置したことで、学校・家庭・地域がさらに連携し、地域とともにある学校づくりをめざします。また、青年期から老年期までの幅広い世代の教育・体育文化活動の提供・支援を行うとともに、住民の生きがいと生涯学習の欲求に応えるよう、地域や関係団体外部人材と連携し、暮らしの向上に努めます。

ちづ保育園の全ての園児の保育料及び学校給食費の完全無償化、高校生通学費補助など、新年度も子育て世代の負担軽減に引き続き取り組めます。また、県下でも先進的な教育環境・教育設備を活用し、智頭町らしい特色ある教育の充実など、安心して子育てができる環境整備を推進します。

「受け継いできた仕事を活かし、新たなチャレンジを広げる」の実現について

は、人口減少の加速による担い手不足や、新型コロナウイルス感染症は、町内経済に大きな影響を与えており、解決策を見いだすことが難しい状況の中で、持続可能な地域経済の立て直しは急務です。今後も引き続き町商工会と連携しながら、事業者のニーズを把握し的確な支援に努めます。

また、令和3年6月に認定を受けた「智頭町複業協同組合」では、林業を軸にした本町ならではの取組を実践して、これまで9名を雇用しているところですが、令和6年度もさらなる雇用拡大を図ります。

林業では、令和2年3月に策定した「智頭の山と暮らしの未来ビジョン」を踏まえ、人材確保や育成のための仕組みを構築しつつ、森林環境譲与税を有効に活用しながら、森林整備や木材利用推進のための施策を着実に進めます。

農業では、引き続き、遊休農地対策など農地利用の最適化を図るとともに、「ホンモノの農産物」の供給に向けた生産体制づくりを推進するほか、ジビエなど地域資源の活用を進めます。

また、重要文化的景観に選定された「智頭の林業景観」について、選定エリアの拡大を目指します。

「活動を広げる仲間づくり、小さなつながりを幾重にも連ねるコミュニティへ」の実現については、「防災福祉マップ」作成事業の拡充など「地域支え愛活動」や、「おせっかい奨学金制度」をはじめとする「おせっかいのまちづくり」を引き続き推進するとともに、本町独自の住民自治実践活動である、「日本1／0村おこし運動」や「百人委員会」に多くの皆様の積極的参加を促すなど、活動の質の向上と活性化に取り組みます。

また、空き校舎等の利活用を積極的に支援し、地域の活性化とコミュニティビジネスの展開を図ります。

観光振興については、昨年度策定した「観光・移住定住ビジョン」を基本とし、今後の観光施策は移住定住施策との連携が必須であるとの考えのもと、「暮らすように観光する」という視点で商品造成を行い、「観光をきっかけに移住へ、そして定住へ」の理念の実現を目指します。

さらに、広域的な観光事業についても、麒麟のまちDMOや因幡街道三宿連携会議などと連携強化を図るとともに、令和7年に開催される大阪万博を見越して、インバウンド対応の強化も図ります。

また、引き続き、部落差別をはじめとするあらゆる差別やいじめを絶対にゆる

さない町を目指し、人権尊重のまちづくりを進めます。

最後に、「町民の安心な暮らし・活動を支えるための、そして未来に受け継ぐ環境整備」については、令和5年度に共助交通を本格的に運行開始しました。新しい交通体系の導入で住民の皆様も不安があったと思いますが、延べ利用人数が毎月平均約2,300人と多くの方に利用いただき、認知度も向上してきました。まだまだ改善点があると考えられ、持続性のある移動手段確保のため、随時検証や見直しを積み重ねより良い運行体制の構築に努めます。

近年、頻発化・激甚化する自然災害の脅威から町民の安全と生命・財産を守るため、このたびの「令和6年能登半島地震」の教訓を踏まえ、道路・橋梁・水道などライフラインの整備や除雪態勢の強化、自助・共助による地域防災力向上など、ハード・ソフト両面の対策について全力で取り組むとともに、災害に備えた消防・防災体制の整備に努めます。

それでは、提案しています諸議案について、その概要を説明します。

議案第1号及び議案第2号は、専決処分についてです。

議案第1号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第11号）については、低所得者の子育て世帯の18歳以下の子に対して、1人5万円を給付する「非課税世帯給付金」に要する経費を、また、住民税均等割のみの課税世帯に、一世帯8万5,000円を給付する「智頭町住民税非課税世帯等給付金」に要する経費をそれぞれ計上しています。

消防費の防災費では、「令和6年能登半島地震」の被災地支援に係る旅費及び時間外勤務手当を計上しています。

以上、3,107万9,000円の増額であり、補正後の予算総額は、73億5,545万円となります。

議案第2号 智頭町手数料徴収条例の一部改正については、住民票様式の変更及び戸籍法の一部改正に伴い所要の改正を行うものです。

次に、議案第3号 令和6年度智頭町一般会計予算の概要について、「第7次総合計画」の4つの基本理念毎に説明します。

「森の恵みを活かしたまちづくり」に関しては、我が町ならではの子育て施策である「森のようちえん事業」では、県独自の認証制度による事業者への運営支援のほか、国の保育料無償化に伴う施設等利用給付費を引き続き計上しています。

地籍調査事業については、大字中原の一部及び大字大呂の一部並びに大字三吉

の一部の一筆地調査を引き続き実施するとともに、新たに大字福原の一部に着手することとしています。

また、山林調査を引き続き智頭町森林組合に委託するとともに、大字三吉の一部平地及び一部山、大字大呂の一部平地及び一部山の調査を直営で実施することにより、さらなる事業の進捗を図ります。

林道維持管理事業では、町管理林道の計画的修繕及び民営林道の修繕支援、また、林道維持管理業務委託を継続して実施し、大規模災害の未然防止を図ります。

公共林道事業では、林道西宇塚観音寺線の舗装工事を行い、施業の効率化を図ります。

林業及び森林関係では、作業道整備や林業機械導入による森林整備の低コスト化支援や、智頭材出荷・製材利用・製品利用などへの支援はもとより、引き続き智頭町複業協同組合と連携しながら「林業マルチワーカー」を確保・育成し、林業事業体のニーズに応じて派遣する仕組みを強化するとともに、林業現場における即戦力となる技術者の養成や冬場の仕事の確保を加速していくこととしています。

また、危険木の事前伐採を推進し、豪雪等に起因する自然災害によるリスクの低減に努めます。

森林セラピーと民泊については、コロナ後の展開を視野に、引き続き利用促進を図ります。

農業については、集落での話合いのきっかけづくり、集落内の農地の現状把握や将来像の共有、担い手の明確化など、集落単位の取組を推進しながら、地域の集団的な取組や遊休農地の拡大防止に向けた仕組みづくりを支援します。

また、引き続き農地利用の最適化、鳥獣被害対策、日本型直接支払、自然栽培等の施策を関係機関と連携しながら取り組みます。

「安全・安心に暮らせる健康長寿のまちづくり」に関しては、まちづくり事務費では、コネクテッドカーの活用により、さらなる住民サービスの向上に努めます。

行政情報システム推進費では、自治体情報システムの標準化移行準備を推進するとともに、引き続き内部情報系ネットワークの強靱化を図るとともに、行政のスマート化・デジタル化を加速します。

地域情報化推進事業では、住民生活に不可欠なインフラとして定着している光

基盤の保守管理を行うとともに、利用支援、機器故障などに対応するため、引き続き「地域見守り支援員」1名を配置します。

また、今後もIP告知端末を本町デジタル化の基盤としてサービスを提供し、利用促進を図ります。

また、令和4年度デジタル田園都市国家構想交付金で採択された「デジタル脳測定会」を継続実施し、IP告知端末に搭載している認知症予防アプリを活用したデータ収集と分析を行い、認知症予防の早期発見と重症化予防に取り組めます。

共助交通運行事業では、AIデマンドタクシーの運行を円滑に行うため、町民ドライバーの確保に努めるとともに、「共助交通推進員」4名を配置し、サービスの向上を図ります。

また、交通政策事務費で、シルバー人材センターが運営する過疎地有償運送事業の運行支援補助金を計上しています。

税務総務費では、個人住民税の定額減税に伴うシステム導入費用のほか、森林環境税開始に伴う証明書のコンビニ交付システム改修に係る経費を計上しています。

戸籍住民基本台帳事務では、戸籍への振り仮名表記に係るシステム改修などの経費のほか、住基ネットシステムの機能改善のための機器更改などの経費を計上しています。

障害福祉費では、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、障害者総合支援法に基づく事業や相談支援事業など、地域生活支援事業等を引き続き実施します。

特別医療費では、令和6年度から無償化となる小児をはじめ、障がい者、ひとり親家庭への医療費自己負担分の助成を行います。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立相談支援事業、就労支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習支援事業、子どもの居場所づくり事業を引き続き実施します。

就労支援事業は引き続き直営で実施し、ワンストップ型による伴走的支援を行い、就労につなげます。

令和4年度から実施している重層的支援体制整備事業については、地域共生社会の実現に向けて高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の複合的な課題や狭間のニーズに対応した支援を一体的に行い、包括的相談支援体制、参加支援、地

域づくり事業を積極的に推進します。

最近増え続けている児童虐待や子育てに困難を抱える世帯など、児童を取り巻く状況に対応するため、令和5年度から実施している子どもに係る必要な相談支援体制整備に引き続き取り組み、ひとり親家庭や貧困家庭、不登校、ひきこもりなど、支援が必要な子どもの居場所づくり事業を実施します。

予防事業では、各種感染症の蔓延や重症化を防ぐため、新たに定期予防接種となる新型コロナウイルスワクチンをはじめとする各種予防接種事業を実施します。

環境衛生費では、火葬業務の東部広域行政管理組合負担金を計上するとともに、特定空家等の解体撤去に対する補助金を引き続き計上するなど、危険空家等の適切な管理を推進します。

母子衛生費では、引き続き妊婦健診等母子保健事業を実施するほか、関係機関と連携し、妊娠期から子育て期までを通した相談しやすい体制を築き、切れ目のない支援を行うとともに、令和5年度に導入した子育てモバイルアプリケーション等を活用し、妊娠期からの子育て支援を適時適切に行います。

また、令和4年度から開始した「出産・子育て応援給付金」の給付を拡充し、子育て支援策のさらなる充実を図ります。

健康診査事業では、胃がん、大腸がんなど各検診について、引き続き個人負担なしで実施し、受診率の向上を目指すことにより、健康増進を図ることとします。

また、人間ドック、脳ドック、特定健診、後期高齢者健康診査を実施し、健診後の指導の充実に努め、健康な生活を送ることができるよう支援します。

さらに、「高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的な実施事業」を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

じん芥処理事業では、ごみ収集の委託料及び可燃物処理施設運営等に係る負担金を計上しています。

このほか、住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスである、水道、簡易水道、農業集落排水、公共下水道の各事業について、サービスの提供が安定的に継続できるよう、それぞれ繰出金を計上しています。

町道事業では、住民の日常生活及び通勤通学など、生活に欠かせない社会資本であることから、拡幅や歩道整備などの道路改良や維持修繕及び橋梁長寿命化を計画的に実施します。

また、県が整備を行う林道に隣接する町道を改良し、森林整備の効率化と交通

安全上の問題解消や地域住民の利便性向上を図ります。

除雪事業では、冬期における交通の安全を確保するため、除雪計画に基づき態勢の強化を図るとともに、小型歩道除雪機の無償貸与台数を確保し、引き続き共助除雪推進を図ることとします。

ふるさと整備土木事業では、引き続き要望に応じ、農地・農業用施設を中心に改良・補修を行うことで、営農等の効率化を図るとともに、日常生活に密着した集落管理道や水路施設等の改善支援のため、「みんなで守るむらづくり基盤整備事業補助金」でも集落等が行う法定外公共物等の修繕に要する費用の一部を継続して支援します。

安全安心なまちづくり推進事業では、引き続き「福祉のまちづくり推進事業補助金」により、集落公民館を含む民間特定建築物のバリアフリー化を推進します。また、住宅の耐震化を促進するための無料耐震診断事業を実施するほか、危険ブロック塀除去・改修に対する支援を行うこととしていますが、新たに耐震診断の実施を促すための戸別訪問を実施するとともに、住宅耐震化に係る補助金を増額するなど、住民の安全・安心の確保に努めます。

都市計画総務費では、人口減少が進む中、人流や物流、土地利用、公共施設の整備など、課題や目標を明らかにし、持続可能なまちづくりをどのように展開していくかを示す「智頭町版都市計画マスタープラン及び立地適正化計画」の策定に要する経費を計上しています。

消防・防災関係では、木造住宅密集地域の安全性向上を図るため、旧あたご保育園跡地に耐震性防火水槽を整備することとし、令和6年度は解体工事費及び防火水槽設置工事費等を計上しています。

また、消防団の活性化を図るとともに、消防資機材及び防災備蓄品の整備を行い、地域防災力の向上に努めます。

病院施設費では、経営健全化を確保するため、繰出基準に基づく繰出金を計上しています。「子どもから大人まで学びと成長のまちづくり」に関しては、百人委員会では、昨年12月に提案された一般による7プロジェクト、智頭中学校生、智頭農林高校生による3プロジェクトの企画提案を支援し、次代を担う中学生・高校生とも連携したまちづくりを推進します。

なお、令和6年度は、中学1年及び2年生が企画提案をすることになっていきますので、提案に向け伴走支援を行います。

日本1／0村おこし運動では、人的支援として引き続き集落支援員を配置しています。

空き校舎等の利活用については、山形、那岐、山郷地区それぞれの旧小学校と富沢コミュニティセンターについて、引き続き地区振興協議会を指定管理者とすることにより、地域と行政の連携を強化します。

智頭農林高校との協働連携事業については、令和4年度から高校魅力化の一環として活動拠点を設置しており、コーディネーター配置に係る経費を計上していますが、高校生の認知度も高まっており、集いの場として機能しています。本年度智頭農林高校と連携し、地域みらい留学に参加したことで、この春県外から2名が入学する見通しであり、今後も連携を強化し、これらの取組を継続することで魅力化の向上に努めます。

商工振興費では、町商工会及び商店が中心となって実施している「まちゼミ」や、一般社団法人智頭町観光協会などと連携して特産品開発を実施する経費を継続して支援するとともに、新たに「地域デジタル通貨」導入に向けた研究を支援し、商工振興の発展に向けた取組を推進します。

また、令和3年4月に設立した「智頭町複業協同組合」は、現在9名の雇用を生み、今後も雇用拡大を図ります。この取組に対し国などの制度に基づく運営支援を行うほか、コーディネーターと地域おこし協力隊の配置を継続するとともに、派遣需要の拡大、特に冬場などの派遣先を確保することが課題としてあることから、組合員である町内事業所の新規事業創出を図るため、国の地域活性化企業人制度を活用した取組に対し支援することとしています。

国際交流事業では、平成11年から大韓民国江原道楊口郡との交流を続けているところであり、令和6年度はコロナ前までの交流に戻したいというふうに考えています。

また、持続可能な林業経営という共通課題の解決のため、インドネシアとの交流も本格化することとしており、まずは智頭農林高校との交流を検討します。

学校教育については、小中学校の教育環境の整備 充実に努めるとともに、GIGAスクール構想による学校の学びの急速な変化に対応するため、引き続きタブレットの活用にも努めるとともに、外国語指導助手については、1名体制を継続します。

また、学校・家庭・地域等と連携し、児童生徒の様々な問題に取り組むため、

スクールソーシャルワーカーや早期支援コーディネーターを継続して配置するほか、小中学校に特別支援教育支援員を配置し、特別支援教育の充実に努めます。

また、「地域とともにある学校づくり」を目指した、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の運営に伴い、小中学校の活動を充実・活性化するため、学校コーディネーター1名の配置を継続します。

小中学校における通学費、学校給食費を引き続き無償化するとともに、高校生通学費補助など、子育て世帯の負担軽減を図ることとしています。

国際交流事業では、令和元年度を最後に途切れていた楊口郡との中学生交流事業を5年ぶりに再開します。

また、スクールバス運行管理事業では、スクールバス管理運行業務委託料を計上し、小学校、中学校及び保育園に通う児童生徒園児の利便性向上と安全確保に努めます。

社会教育事業では、コミュニティ・スクールの運営に伴い、学校と地域が相互理解や信頼を深め、活動を充実・活性化するため、地域コーディネーター2名の配置を継続します。

また、令和6年度に第36回全国健康福祉祭とっとり大会（ねんりんピックはばたけ鳥取2024）が鳥取県で開催され、本町でも囲碁交流大会が開催されることに伴い、開催のための経費を計上しています。

文化財保護事業では、国の重要文化的景観「智頭の林業景観」について、令和3年度に策定した整備計画に基づき、保存と活用を図ります。

歴史の道整備活用推進事業では、平成29年6月豪雨等により毀損した史跡「智頭往来志戸坂峠越」の災害復旧工事を引き続き行います。

また、石谷家住宅では、団体客の予約は年々増えつつありますが、入館者増にはつながっていない状況であり、まずは、町内をはじめ県内及び近隣県の個人客の増加を図るため様々な企画展示を実施し、文化財観光の活性化と魅力の発信を行います。

その他、火災受信報知機更新などに係る経費を計上しています。

ちえの森ちづ図書館については、引き続き、子どもからお年寄りまで集い、共に学ぶ環境の整備を進め、町全体の活性化につなげることを目指します。

「地域のつながり、家族のつながりでつくるまちづくり」に関しては、移住定住施策では、なかなか歯止めが利かない人口減少を少しでも緩やかな減少とし、

令和22年の人口5,000人維持に向けた取組を推進するため、引き続き移住定住コーディネーター2名を配置します。さらに、ゆめが丘に定住促進住宅を2棟追加して建設し、住居の確保を図ります。

また、観光・移住定住ビジョンの理念である「観光をきっかけに移住へ、そして定住へ」の実現に向けて観光施策との連携を意識しながら進めます。

その他、各種移住定住対策支援事業、リフォーム助成などにより住居負担軽減を図ります。子育て世代に向けて子育てしやすい町をPRすることが特に重要であり、移住定住施策に限らず、福祉的な視点、教育的視点に立ち、全庁的に子育て応援を推進します。

まちづくり支援事業では、町内の地域づくり団体が協働して行うまちづくり事業を、引き続き支援します。

疎開保険については、現在関東、関西圏を中心に、61口117名の方に参加いただいておりますが、加入者にお送りする新鮮な野菜や米、清酒、加工品などの産品も大変好評を博しております。令和6年度も加入者の増加を図るため、ツアーだけでなく移住施策や観光施策と連動してプロモーション活動を行います。

地域福祉施策では、高齢者、障がい者等の生活に必要な交通手段を確保するための支援として、福祉有償移送サービス利用者助成を、引き続き行います。

また、「おせっかいのまちづくり」では、平成27年におせっかい宣言をしてから9年が経過し、その間おせっかい奨学金制度の創設など、全庁横断で推進を図ってきました。今後も、おせっかい奨学金制度を発展させながら、住民一人一人に「いい意味のおせっかい」が広がるように取組の輪を広げていきます。

在宅福祉対策事業では、「地域支え合い基盤づくり事業」、「みんなで支える集落拠点整備事業」及び「わが町支え愛体制づくり事業」を引き続き実施します。

子ども子育て支援分野では、乳児保育、一時保育、病児病後児保育、延長保育を引き続き実施し、多様化する保育ニーズに応えることで保護者の就労を支援するとともに、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター事業を実施し、乳幼児期の子育て世代における育児不安や子育ての孤立を防ぎ、子どもへの健全な愛着形成を図ります。

また、ちづ保育園における全ての園児の保育料を引き続き完全無償化とするとともに、「我が家で子育て応援給付金」についても引き続き支給するなど、子育て世帯の負担軽減に取り組みます。

観光振興については、観光・移住定住ビジョンに基づき、観光移住定住施策の連携を強化していきます。

いきなり移住にまで至るにはなかなか難しいことから、関係人口創出を強化していくため、令和6年度は「地域おこしインターンシップ制度」を活用して、2週間程度来町していただき、滞在期間にSNSなどで情報発信をしていただく取組を実施します。

また、令和7年度に開催される関西万博や観光に特化した因美線利用促進を図るための観光商品の造成、プロモーション活動など、観光協会と連携して事業を行うための経費を計上しています。

観光施設管理事業では、観光客の利便性向上を図るため、観光施設の維持管理に要する経費を計上しています。

また、ふるさと納税については、魅力ある返礼品のさらなる充実を図るほか、業務委託事業者を増やすとともに、「智頭町魅力発信事業」とも連携しながら本町の魅力発信を継続して行い、ふるさと寄附額の増加を図ります。

以上、令和6年度智頭町一般会計予算は、予算の適正化に努めながらも、安全安心で、魅力あふれる元気なまちづくりの実現に要する経費を計上したところであり、総額は前年度比2億円、3.0%増の68億8,000万円となりました。

次に、特別会計及び企業会計について説明します。

議案第4号 令和6年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算では、医療給付費を措置するとともに、特定健診、糖尿病性腎症重症化予防事業のほか、未受診者対策を引き続き実施することとしています。また、特定健診を受けるきっかけづくりとして、受診率向上キャンペーンを行うなど、受診率向上に向けた取組をさらに進めます。

議案第5号 令和6年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算では、貸付金の収納に要する経費を計上しています。

議案第6号 令和6年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算では、土地開発基金利子を計上しています。

議案第7号 令和6年度智頭町介護保険事業特別会計予算では、令和6年度から令和8年度までの「第9期智頭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを推進するため、介護サービス、介護予防サービスの給付費のほか、要支援者等に対する介護予防、日常生活

支援総合事業に係る経費を措置するとともに、介護保険料の改定を行っています。

増加する認知症への対策としては、引き続き認知症地域支援推進員1名を配置し、認知症予防教室等の予防事業の推進とともに、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症総合支援事業を推進します。

また、引き続き地域での介護予防、重度化防止のための取組を智頭病院と連携し推進します。

議案第8号 令和6年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算では、智頭心和苑及び智頭デイサービスセンターの起債償還が令和5年度で終了するため、施設の維持管理に要する経費のみを計上しています。

議案第9号 令和6年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算は、後期高齢者医療広域連合の運営に要する経費を計上しています。

議案第10号 令和6年度智頭町簡易水道事業会計予算では、各施設の水質検査など維持管理に要する経費を計上しています。

議案第11号 令和6年度智頭町公共下水道事業会計予算では、施設の維持管理及び起債償還に要する経費のほか、ストックマネジメント計画の見直しに要する経費を計上しています。

議案第12号 令和6年度智頭町農業集落排水事業会計予算では、施設の維持管理及び起債償還に要する経費を計上しています。

議案第13号 令和6年度智頭町水道事業会計予算では、施設の維持管理及び老朽管の修繕に要する経費のほか、智頭町水道事業基本計画に基づく上水道配水管新設工事に要する経費を計上しています。

議案第14号 令和6年度智頭町病院事業会計予算では、外来及び入院に加え、訪問診療や訪問看護、その他のサービスの連携により在宅での療養生活をサポートする体制を整えるとともに、医師・看護師等専門職確保に要する経費のほか、医療機器の整備及び施設の維持管理並びに起債償還に要する経費を計上しています。

次に、議案第15号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第12号）について主なものを説明します。

総務費の一般管理費では、国への職員派遣に伴う旅費の増額を計上しています。

まちづくり推進費の移住定住促進事業では、会計年度任用職員経費の組み換え

を、地域情報化推進事業では、IRUスポット保守などの手数料の増額をそれぞれ計上しています。

また、地域活性化推進費の智頭農林高校協働連携事業では、県外から智頭農林高校に入学される学生の支援に要する経費を計上しています。

交通政策費の共助交通運行事業では、職員がオペレーター及びドライバーに従事した際に発生する時間外勤務手当の増額を、智頭鳥取間のバス運行実績に伴う補助金の増額を計上しています。

民生費の障害福祉費では、障害者給付費の実績見込みによる扶助費及び相談支援事業の委託料の増額を計上しています。

衛生費の予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種健康被害届の否認定に伴い、扶助費を減額しています。

農林水産業費の林業振興費では、森林環境譲与税を活用した事業の執行残額を「森林整備促進基金」に積み立てる経費を計上しています。

土木費の社会資本整備総合交付金事業及び道路メンテナンス補助事業では、国交付金配分額確定による事業費の調整を行っています。

災害復旧費の林道施設災害復旧事業では、昨年8月の台風7号により被災した町管理林道4路線及び森林組合管理林道2路線の復旧にかかる経費を計上しています。

その他、各費目全般にわたって、決算見込みに基づき人件費を含む事業費の調整を行っています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、2億5,838万5,000円の減額であり、補正後の予算総額は、70億9,706万5,000円となります。

また、議案第16号から議案第23号までは、特別会計及び企業会計の補正予算であり、主に決算見込みに基づくものです。

次に、条例案件について説明します。

議案第24号 智頭町情報公開条例の一部改正については、智頭町情報公開条例に基づく情報公開審査会について、鳥取県へ事務を委託するため、条例の改正を行うものです。

議案第25号 智頭町個人情報保護法施行条例の一部改正については、情報公開及び個人情報保護の審査請求に係る審査を鳥取県情報公開・個人情報保護審査会に委託しているところですが、現行条例の場合、今後受託者である鳥取県の改

組の都度条例改正を要するため、鳥取県の改組の都度の条例改正を省略するため改正するものです。

議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、文化財保護審議会委員と伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の報酬について、それぞれの審議会の委員が専門分野での議論等を行うために一部の委員だけで開催することが見込まれるため、会議出席数に差が生じることから、年額から日額に変更するとともに、専門家等及びその他の委員について報酬額をそれぞれ定めるものです。

議案第27号 智頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員について勤勉手当の支給が可能となったため、支給における対象者、支給方法等について定めるものです。

議案第28号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することに伴い、育児休業中の職員の勤勉手当の支給について、会計年度任用職員に対しても適用するよう改正するものです。

議案第29号 智頭町税条例の一部改正については、認可地縁団体の固定資産税減免申請手続を初回申請時のみとするものです。

議案第30号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、施設のさらなる有効活用を図ることを目的に、指定管理の期間を3年から3年以内とするものです。

議案第31号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、閣議決定された「こども未来戦略」において、職員配置基準の改正を行うこととされていることを受け、所要の改正を行うものです。

議案第32号 智頭町部落差別の解消の推進に関する条例の一部改正については、国に対し「差別を禁止する法」の整備を求めているところではありますけども、法の整備に至っていない現状であり、国に先駆け差別を禁止する条項を整備するものです。

議案第33号 智頭町介護保険条例の一部改正については、介護保険料の所得段階、保険料額及び適用期間などを変更するものです。

議案第34号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正及び議案第35号智頭町指定介護予防支援等の事業の

人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、いずれも介護サービスに係る基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第36号 智頭町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、鳥取県東部圏域において、「トレー」を「プラスチックごみ」と一緒に処理することに伴い、所要の改正を行うものです。

最後に、その他案件についてです。

議案第37号 第9期智頭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定については、令和6年度から令和8年度までの3年間における同計画を策定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第38号 智頭病院経営強化プランの策定については、本年度から5年間のプランを策定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第39号から議案第41号までは、公の施設における指定管理者の指定についてです。指定管理者については、智頭町老人福祉センターほか3施設の指定先をそれぞれ選定したので、議会の議決を求めるものです。

議案42号 町道の路線の認定については、新たに愛宕公園線、グリーンガーデン線、木工団地支線及び倉谷2号線の全4路線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案43号 町道の路線の変更については、木工団地線、沖ノ山線、芦津線、木下小又線、小又線の全5路線を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

議案44号 工事請負契約の締結についての一部変更については、令和5年5月22日議決の町道市瀬護岸線橋梁修繕工事の請負金額を増額することについて、議会の議決を求めるものです。

議案45号 字の区域の変更については、大字八河谷地内の地籍調査事業実施に伴い、大字八河谷地内の字の区域を一部変更することについて、議会の議決を求めるものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第6、議案第1号から日程第19、議案第14号までの14議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

また、一般会計予算の質疑については、歳入、歳出、債務負担行為から地方債の3区分。その他、特別会計予算、事業会計予算については、歳入と歳出に分けて行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

日程第6、議案第1号 専決処分についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長(國岡厚志) 議案第1号 専決処分についてでございます。

専決処分書1ページをご覧いただきたいと思います。

令和6年1月31日付で専決処分を行っております。

令和5年度智頭町一般会計補正予算(第11号)でございます。

歳入歳出の総額を3,107万9,000円増額し、それぞれ73億5,545万円とするものでございます。

7ページをご覧ください。

社会福祉士の社会福祉総務費で、低所得者の子育て世帯に世帯内で扶養されている18歳以下の子に対して、1人5万円を給付する非課税世帯給付金に要する経費を計上しています。

また、生活保護費の生活保護総務費で、住民税均等割のみ課税世帯に、住民税非課税世帯と同水準の1世帯8万5,000円を給付する「智頭町住民税非課税世帯等給付金」に要する経費を計上しています。

8ページをご覧ください。

林業費の林業振興費では、財源の組み替えを行っております。

また、消防費の防災費で、本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の被災地支援に係る旅費及び時間外勤務手当に要する経費を計上しています。

以上、合計3,107万9,000円の増額補正となっております。

次に、歳入についてでございますが、予算書2ページのとおり、国庫支出金、繰入金をもって措置しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第2号 専決処分についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、議案説明資料概要の1ページをご覧ください。議案につきましても、1ページからでございます。

議案第2号 専決処分について、これは、智頭町手数料徴収条例の一部を改正することについて、令和6年1月9日付で専決処分を行ったもので、地方自治法第179条第1項の規定により、承認を求めるものでございます。

この改正につきましては、戸籍法の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。

概要としましては、従来の住民票の写しの個人票、横型の様式であったものを世帯票の縦型の様式に変更することに合わせまして、住民票の写しの追加枚数分の交付手数料の徴収を廃止するものです。

また、本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務の追加及び戸籍（除籍）電子証明書提供用の識別符号の発行に係る手数料を新たに定めるものでございます。

施行期日につきましては、令和6年3月1日からでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第3号 令和6年度智頭町一般会計予算の補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、議案第3号 令和6年度智頭町一般会計予算につきまして、別に配付しております令和6年度当初予算の概要の説明用に、補足説明とさせていただきますので、こちらをご覧くださいと思います。

令和6年度の当初予算は、先ほど町長が提案理由で述べましたとおり、歳入に見合った歳出が基本であることを念頭に、必要性や緊急性を考慮し、経費の精査や事業の統廃合などを徹底して見直すなど、無駄を排除して予算の適正化に努めております。

それでは、1ページの歳入から説明をさせていただきます。なお、円グラフ下の欄に増減の主なものを掲げておりますので、併せてご覧くださいと思います。

町税につきましては、前年度比マイナス2.6%、1,639万2,000円減の6億2,083万2,000円を見込んでおります。これは、確定申告者の増加及び所得増が見込まれるものの、個人住民税の定額減税により、2,137万2,000円の減額を見込んでいます。

固定資産税については、引き続き、償却資産分の減税が見込まれる中、法人家屋が過疎法適用外となり、新築家屋の増により、前年度比0.2%、70万円の増額を見込んでいます。

また、たばこ税については、加熱式たばこ税率の増により、320万円の増額を見込んでいます。

地方譲与税につきましては、前年度比31.4%、2,781万3,000円増の1億1,641万1,000円を見込んでいます。これは、常用配分基準の森林面積割合が50%から55%に引き上げられ、また人口割合が30%から25%に引き上げ下げられたことにより、森林環境譲与税が増加したことが主なものでございます。

地方特例交付金等は、前年度比14.7%、2,614万1,000円増の2億399万5,000円を見込んでいます。主に定額減税措置分などが増加したものであるものです。

地方交付税は、前年度比6.2%、1億8,000万円増の30億8,000万円を見込んでいます。これは、令和6年度地方財政計画によると、地方交付税は前年度比約1.6%増が示されており、また、近年の実績ベースでも31億円

を超えているため、人口減などの減額要素があるものの、大幅な増額を見込んでいます。

分担金及び負担金は、825万2,000円増の2,582万4,000円を見込んでいます。これは、老人保護措置費負担金、広域入所負担金、危険木事前伐採推進事業負担金などの増によるものです。

国庫支出金は、前年度比マイナス9.4%、6,261万円減の6億458万9,000円を見込んでいます。これは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金美しい森林づくり基盤整備交付金などが増加したものの、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の皆減などにより減となっています。

県支出金は、前年比マイナス2.9%、1,830万4,000円減の6億280万1,000円を見込んでいます。これは、特定地域づくり事業推進補助金、公共林道改良事業費補助金、国際競争力木材供給基盤強化対策等事業費補助金などが増加したものの、発掘調査費委託金の皆減などにより減となっています。

次に、繰入金のうち基金繰入金は、前年度比12%、1億1,616万1,000円増の10億8,224万5,000円を計上しています。これは、財政調整基金繰入金1億円の増が主なものでございます。

前年度繰越金は、前年度比約マイナス40%、2,000万円減の3,000万円を見込んでいます。

町債は、前年度比マイナス6.5%、2,830万円減の4億540万円を計上しています。これは、防災公園整備事業、体育館空調整備事業に充当する緊急防災・減災事業債などが増加するものの、観光施設管理事業、体育施設整備事業、通学バス購入事業などに充当する過疎債の減が大きな要因です。

臨時財政対策債は、前年度比100万円減の1,500万円を計上しています。

続きまして、歳出の状況のうち、2ページの性質別について概要を説明します。

まず、人件費です。5,324万7,000円の増額となっておりますが、職員給の増、勤勉手当の支給に伴う会計年度任用職員報酬などの増が主な要因であります。

物件費につきましては、文化財整備活用事業、学校給食費、体育施設管理費などの修繕料が増加したものの、地籍調査事業などの委託料、スクールバス運行管

理事業の備品購入費などが減少したことに伴い、4,304万3,000円の減額となっております。

扶助費につきましては、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費が皆減となり、4,782万5,000円の減額となっております。

補助費等につきましては、1億9,281万9,000円の大幅な増額となっておりますが、住民税非課税世帯等給付金2,350万円増が主な要因であります。

普通建設事業につきましては、勤労者体育館空調設備工事費が増加したものの、那岐山展望台新設工事及び設計監理、智頭温水プール外壁改修工事などが減少したことにより、4,198万7,000円の減額となっております。

公債費につきましては、5,125万9,000円の増額となっておりますが、これは過疎債ハード、内訳は、富沢コミュニティセンター建設事業、新図書館建設事業、そして、過疎債ソフト、智頭町材出荷促進事業補助金、観光協会補助金などの元金償還が開始となったことによるものです。

積立金及び貸付金につきましては、3,226万9,000円の増額となっておりますが、定住促進基金積立金、地域活性化基金積立金などの増額によるものであります。

繰出金につきましては、主に、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金が増額となったものの、国民健康保険事業特別会計繰出金が減額となったことにより、56万6,000円の減額となっております。

次に、3ページをご覧ください。

目的別の歳出の状況です。なお、この目的別については、先週の全員協議会でも説明をしておりますので、省略とさせていただきたいと思っております。

次に、4ページをご覧ください。

基金の現状につきましては、普通会計における令和6年度末の基金残高は、14億2,200万円で、令和5年度末の見込額から約10億1,100万円の減少を見込んでおります。これは、財政調整基金9億5,000万円、教育施設整備基金5,800万円、定住促進基金1,702万円など、合計10億6,701万6,000円を取り崩す予定としていることによるものでございます。

なお、積み立てについては、定住促進基金約2,000万円、地域活性化基金約2,000万円、ふるさと基金550万円など、合計5,550万円を予定し

ております。

また、令和5年度3月補正後の基金残高は約24億3,000万円で、前年度から5億6,000万円の減少を見込んでおります。主な理由については、公共下水道事業及び農業集落排水事業が公営企業に移行したことによるものでございます。

なお、今後、特別交付税の令和5年度3月分が交付されますので、年度末の決算状況等を勘案して、基金の取崩し額の圧縮を検討しており、決算時においては、基金残高減少をできる限り抑えたいと考えております。

公債費の状況につきましては、普通会計における令和6年度の公債費は、令和5年度に比べ約5,100万円増額の約8億5,500万円を見込んでおります。

また、一般会計における令和5年度中起債予定額は4億540万円で、元金償還予定額は8億2,319万2,000円であり、差引き、令和6年度末の起債残高は75億9,000万円を見込んでおります。

以上で、令和6年度一般会計予算の補足説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為から地方債についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

最後に、再度、一般会計全般にわたっての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第4号 令和6年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算の補足説明を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 議案第4号 令和6年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算です。

予算書は、156ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億2,272万円とするものです。令和6年1月末現在の国保加入世帯数は998世帯、被保険者が1,498名で、この方々の国保事業に係る経費となっております。

歳出につきましては、168ページからとなります。

総務費につきましては、職員人件費、窓口業務に係る会計年度任用職員報酬、共同電算処理手数料システム保守委託料、国保連合会負担金等を措置しています。

170ページからの保険給付費につきましては、医療費の伸び率等を県が算定した額を計上したもので、算定金額は、令和2年度から令和4年度の医療費が基になっており、一昨年度、昨年度に続き減額となっております。

172ページの国民健康保険事業費納付金につきましては、市町村が支払う保険給付費を県が市町村に交付するための財源として県が徴収するものです。金額は、令和4年度の保険給付費を基に県が算出したもので、県全体の保険給付費の必要額を所得水準や医療水準を考慮して、各市町村に配分しています。

一般保険者分は昨年度よりも減少、後期高齢者支援金分が微増となっており、全体の納付金額は減少しています。県全体としても、医療費が減少していることから、昨年度よりも納付金が減少しています。

173ページからの保健事業費の保健衛生普及費では健康管理システム委託料を、医療費適正化事業費では糖尿病性腎症の悪化を防止し、人工透析透析へ移行を防止することを目的に、糖尿病性腎症重症化予防事業の委託料を計上しています。

また、特定健診等事業費では、特定健診委託料とともに、引き続き特定健診受診率向上のため、未受診者対策等を専門機関に委託し、受診率向上キャンペーンを実施するための経費を計上しています。

歳入につきましては、163ページからとなります。

国保税及び保険給付に伴った県支出金、一般会計繰入金、基金繰入金等で措置

しています。

説明は以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

再開は、午後1時とします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時00分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10、議案第5号 令和6年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、予算書184ページを
ご覧ください。予算説明資料は、特別会計予算資料の15ページと16ページにな
ります。

議案第5号 令和6年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算でありま
す。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ114万9,000円としております。

まず、歳出についてですが、190ページをご覧ください。

住宅新築資金貸付事業を宅地取得資金貸付事業の一般会計の繰出金をそれぞれ
計上しております。

また、住宅新築資金償還推進助成事業では、貸付金償還推進に係る職員の人件
費と事務経費を計上しております。

次に、歳入についてですが、189ページのとおり、県補助金、貸付金元利収

入をもって措置しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第6号 令和6年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算の補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、予算書197ページをご覧ください。

議案第6号 令和6年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額をそれぞれ1,000円とするものであります。

次に、202ページ及び203ページをご覧ください。

歳入歳出それぞれに1,000円を計上しておりますが、これは、土地開発基金から生じる利子を土地開発基金に積み立てるものであります。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第12、議案第7号 令和6年度智頭町介護保険事業特別会計予算の補足

説明を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 議案第7号 令和6年度智頭町介護保険事業特別会計
予算です。

予算書は、204ページをご覧ください。

歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ10億1,134万9,000円とする
ものです。この会計は、65歳以上の第1号被保険者及び40歳以上65歳未満
の2号被保険者の介護保険事業に係る経費を賄うものです。

歳出につきましては、214ページからとなります。

総務費では、会計年度任用職員報酬、職員の人件費、電算事務に要する経費の
ほか、介護認定審査・調査等に関する費用を計上しています。

216ページ中段からの保険給付費につきましては、令和5年度の給付状況を
基に各サービス費を算定し、介護保険施行令の改正等も勘案した上で計上して
おり、全体として増額となっています。

218ページ下段からの地域支援事業費につきましては、介護予防・生活支援
サービス事業費では、要支援者の通所介護相当サービス、訪問介護相当サービス、
短期集中予防サービスである通所介護サービスC型に係る費用を措置し、また、
その計画作成に係る費用を219ページの介護予防ケアマネジメント事業費で措
置しています。

220ページの一般介護予防事業では、高齢者実態調査に係る費用の計上と認
知症予防のための健康教室、温水プールや運動に関する介護予防教室の委託料を
計上するとともに、地域リハビリテーション活動支援事業を新設し、介護予防活
動の推進に努めます。

220ページ下段からの任意事業では、独り暮らしの高齢者に配食を行い、見
守り活動を行う食の自立支援事業や、要介護度4・5の人を自宅で介護されてい
る非課税世帯の家族に介護用品を支給するための経費を計上しています。

認知症総合支援事業費では、引き続き、認知症地域支援員を1名配置し、認知
症予防教室等の実施とともに、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣
れた地域で暮らし続けられるよう認知症総合事業をさらに推進するための経費を
計上しています。

224ページからの諸支出金につきましては、一般会計繰出金で、一般会計で

介護分重層的支援体制整備事業を行うための経費を計上しています。

歳入につきましては、210ページからとなりますが、保険料及び国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等で措置しています。

説明は以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第8号 令和6年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算の補足説明を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 議案第8号 令和6年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算です。

予算書233ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,370万4,000円とするものです。この会計は、心和苑及び智頭サービスセンターの維持管理に要する経費を賄っております。

歳出につきましては、240ページとなります。

サービス事業費では、指定管理施設である心和苑デイサービスの修繕料、介護サービス事業運営基金積立金、備品購入費等を計上しています。

また、公債費は起債償還の終了に伴い、廃款としております。

歳入につきましては、239ページとなります。

主に、社協からの寄附金、介護サービス事業運営基金繰入金等で措置しています。

説明は以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第9号 令和6年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長(山本洋敬) 議案第9号 令和6年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算です。

予算書242ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億2,476万5,000円とするものです。

歳出については、248ページになります。

この会計は、75歳以上の方や、一定の障害などにより認定を受けた65歳以上の方に対する医療費に係る費用を、保険料や負担金として、鳥取県後期高齢者医療広域連合に納める費用となっております。

歳入につきましては、247ページになります。

保険料及び繰入金等で措置しています。

説明は以上です。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第15、議案第10号 令和6年度智頭町簡易水道事業会計予算の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 令和6年度簡易水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

議案第10号、令和6年度智頭町簡易水道事業会計予算でございます。

まず、収益的収入及び支出については、簡易水道事業収益を2,263万5,000円、簡易水道事業費用を2,373万5,000円としております。

続いて、資本的収入及び支出については、資本的収入を235万円、資本的支出を125万円としております。

なお、収益的支出の公営企業会計業務委託料の112万2,000円の財源に充てるため、企業債110万円を借り入れることとしております。

詳細につきましては、予算書22ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、おおむね例年どおりであります。主なものとしては、原水及び浄水費の水質検査委託料815万8,000円、総経費の公営企業会計システム保守委託料、公営企業会計運用支援業務委託料の112万1,000円を計上しております。

収入につきましては、21ページになります。

給水使用量並びに一般会計の繰入金、長期前受金戻入を持って措置しております。

続いて、23ページをご覧ください。

資本的支出については、企業債の元金償還金125万円を計上しております。

収入につきましては、企業債並びに一般会計繰入金を持って措置しております。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第16、議案第11号 令和6年度智頭町公共下水道事業会計予算の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 令和6年度公共下水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

議案第11号 令和6年度智頭町公共下水道事業会計予算であります。

まず、収益的収入及び支出については、下水道事業収益を2億5,926万1,000円、下水道事業費用を2億6,036万1,000円としております。

続いて、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を1億5,161万9,000円、資本的支出を1億5,051万9,000円としております。

なお、収益的支出の公営企業会計業務委託料を112万2,000円の財源に充てるため、企業債110万円を借り入れることとしております。

詳細につきましては、22ページから24ページをご覧ください。

まず、収益的支出の維持管理につきましては、おおむね例年どおりでございますが、現在、公共下水道施設の長寿命化、維持管理及び改築につきましては、令和元年に策定しました智頭町下水道ストックマネジメント計画に基づいて事業を進めております。令和6年度に5年間の計画期間が終了するため、新たに、向こう5年間の計画を策定するための委託料、3,432万円を計上しております。

収入につきましては、21ページになります。

給水使用量並びに一般会計繰入金、国庫補助金、長期前受金戻入金をもって措置しております。

続いて、資本的支出につきましては、25ページをご覧ください。

企業債の元金の償還金を1億5,051万9,000円計上しております。

収入につきましては、企業債一般会計の繰入金等をもって措置しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第17、議案第12号 令和6年度智頭町農業集落排水事業会計予算の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長(西川公一郎) 令和6年度農業集落排水事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

議案第12号 令和6年度智頭町農業集落排水事業会計予算でございます。

まず、収益的収入及び支出については、下水道事業収益を2億4,340万6,000円、下水道事業費用を2億4,450万6,000円としております。

続いて、資本的収入及び支出については、資本的収入を2億2,950万3,000円、資本的支出を2億2,840万3,000円としております。

なお、収益的支出の公営企業会計業務委託料の112万1,000円の財源に充てるため、企業債110万円を借り入れることとしております。

詳細につきまして、予算書の22ページから24ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、維持管理に要する経費等、おおむね例年どおりでございます。

収入については、21ページになりますが、給水使用量並びに一般会計繰入金、長期前受金戻入金等をもって措置しております。

続いて、25ページをご覧ください。

資本的支出については、非常用発電機が自動運転できるように、改良工事費321万2,000円を計上しております。

また、企業債の元金償還金を2億2,519万1,000円計上しております。

収入については、企業債、一般会計繰入金等をもって措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第18、議案第13号 令和6年度智頭町水道事業会計予算の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、令和6年度水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

議案第13号 令和6年度智頭町水道事業会計予算であります。

まず、収益的収入及び支出については、水道事業収益を9,400万7,000円、下水道事業費用を8,380万7,000円としております。

1ページめくっていただきまして、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を3,524万円、資本的支出を5,297万3,000円としております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1,773万3,000円につきましては、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額と過年度分の損益勘定の留保資金で補填しております。

詳細につきましては、予算書22ページから25ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、施設の維持管理費等おおむね例年どおりであります。

収入につきましては、21ページになりますが、給水使用量並びに職員の給与変更についての一般会計の繰入金、長期前受金戻入等をもって措置しております。

続いて、26ページをご覧ください。

資本的支出につきましては、本年度から、智頭町水道事業計画に基づき、新設の配水管の設計費用793万1,000円及び新設工事費用を3,400万円計上しています。これらの財源につきましては、国庫補助金と企業債をもって措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第14号 令和6年度智頭町病院事業会計予算の補足説明を求めます。

福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 予算書1ページをご覧ください。

議案第14号 令和6年度智頭町病院事業会計予算でございます。

収益的収入の額を19億8,319万4,000円、収益的支出を20億7,258万8,000円としますとともに、2ページに移りまして、資本的収入の総額を2億5,231万6,000円、資本的支出の額を3億4,637万7,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、損益勘定留保資金を充てるものとしております。

収益的収入につきましては、38ページから詳細を記載しております。また、支出につきましては、42ページからとなっております。前年度実績を反映する形で収支を積上げております。

業務の予定量としましては、1ページにも記載しておりますが、年間患者数と利用者数を上げております。これを利用率に換算しますと、一般病棟で79.4%、療養病棟で85.2%、老人保健施設で95%というような利用率を見込

んでおります。外来患者数におきましては、1日当たり149.4人と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで、補足説明及び質疑を終わります。

日程第8、議案第3号から日程第19、議案第14号までの12議案については、委員会条例第5条の規定により、この際、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、会議規則第36条第1項の規定により、これに付託して審査したいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時27分

再 開 午後 1時27分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置しました予算特別委員会の互選の結果、正副委員長が決まりましたのでご報告します。

委員長に安道泰治議員、副委員長に谷口翔馬議員、以上のとおりです。

日程第20、議案第24号から日程第40、議案第45号まで 20案

一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第20、議案第24号から日程第40、議案第45号までの20議案の補足説明及び質疑を行います。

日程第20、議案第24号 智頭町情報公開条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案書9ページをご覧ください。併せて、議案説明資料1ページ下段もご覧いただきたいと思います。

議案第24号 智頭町情報公開条例の一部改正についてです。

智頭町情報公開条例に基づく情報公開審査会について、鳥取県へ事務を委託するため、条例の改正を行うものです。

概要につきましては、議案説明資料1ページの2の概要にある2項目のとおり、諮問機関を地方自治法第138条の4第3項に規定する審査会に改めるものです。

また、情報公開審査会の設置、組織、委員、役員、調査審議会等の手続に関する規定を削除するものでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第21、議案第25号 智頭町個人情報保護法施行条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案書12ページをご覧ください。併せて、議案説明資料2ページ上段もご覧いただきたいと思います。

議案第25号 智頭町個人情報保護法施行条例の一部改正についてです。

これにつきましては、情報公開及び個人情報保護の審査請求に係る審査を鳥取県情報公開・個人情報保護審査会に委託しているところですが、現行の条例の場合、今後受託者である鳥取県の改組の都度、条例改正を要するため、鳥取県の会

改組の都度、条例改正を省略するため改正するものです。

概要につきましては、議案説明資料 2 ページの 2 にあるとおりです。

詳細につきましては、議案書 1 3 ページをご覧ください。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日からであります。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第 2 2、議案第 2 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案書 1 4 ページをご覧ください。併せて、議案説明資料 2 ページ下段もご覧いただきたいと思います。

議案第 2 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、文化財保護審議会委員と伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の報酬について、それぞれの審議会の委員が専門分野での議論等を行うために、一部の委員だけで開催することが見込まれるため、会議出席数に差が生じることから、年額から日額に変更するとともに、専門家等及びその他の委員について、報酬額をそれぞれ定めるものです。

改正内容につきましては、議案書 1 5 ページ及び議案説明資料 2 ページをご覧ください。

文化財保護審議会委員の報酬額を年額 8, 0 0 0 円から日額 5, 0 0 0 円に改めるものです。また、伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の報酬額を年額 8, 0 0 0 円から専門家等の委員の報酬額を日額 9, 0 0 0 円に、その他の委員の報酬を日額 3, 0 0 0 円にそれぞれ定めるものです。

施行の期日は、令和 6 年 4 月 1 日からであります。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第23、議案第27号 智頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案書16ページをご覧ください。併せて、議案説明資料3ページ上段もご覧いただきたいと思います。

議案第27号 智頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員について勤勉手当の支給が可能となったため、支給における対象者、支給方法等について定めるものです。

概要につきましては、議案説明資料3ページの2の概要にあるとおり、会計年度任用職員の給与について、令和6年度から勤勉手当を支給するものです。

また、会計年度任用職員の勤勉手当の対象者、支給方法について、職員の給与に関する条例19条の規定を準用するものです。

詳細につきましては、議案書17ページから18ページをご覧ください。

施行期日は、令和6年4月1日からであります。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第24、議案第28号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案書19ページをご覧ください。併せて、議案説明資料3ページ下段もご覧いただきたいと思います。

議案第28号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することに伴い、育児休業中の職員の勤勉手当

の支給について、会計年度任用職員に対しても適用するよう改正するものです。

概要につきましては、議案説明資料 3 ページの 2 の概要にあるとおり、第 5 条の 3 第 2 項の規定について、会計年度任用職員についての記述を削除するものです。

詳細につきましては、議案書 20 ページをご覧ください。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日からであります。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第 25 号、議案第 29 号 智頭町税条例の一部改正についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、議案説明資料概要の 4 ページ上段をご覧ください。議案につきましては 21 ページからでございます。

議案第 29 号 智頭町税条例の一部改正についてです。

これは、智頭町税条例の一部改正について、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議決を求めるものであります。この改正につきましては、現在、認可地縁団体の固定資産税の減免について、毎年、一度の申請を要件としているところでございますが、団体の減免申請手続を認可年の初回のみとする改正を行うものです。

概要としましては、認可地縁団体の固定資産税の減免申請を受けた事業年度以降の申請について不要とするものです。

施行期日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日です。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第26、議案第30号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） それでは、議案書23ページ及び24ページになります。議案説明書は4ページ下段となります。

議案第30号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、効果的な活用を目指し、一般公募による管理者募集を検討することに伴い、検討後の速やかな指定管理者募集を可能とするため、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、指定管理者の期間を3年から3年以内に変更するものでございます。

施行期日は、公布の日になります。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第27、議案第31号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての補足説明を求めます。

竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） それでは、議案書25ページ、説明資料5ページ上段をご覧ください。

議案第31号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

令和5年12月22日に閣議決定された、こども未来戦略において、4・5歳児の職員配置基準の改正を行うこととされていることを受け、職員配置基準の一部改正を行うものでございます。併せまして、0歳児から4歳未満児においても、現状の実態に合わせた職員配置基準を一部改正を行っております。

なお、詳細につきましては、議案書26ページ、27ページをご覧ください。

施行期日は、令和6年4月1日からでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第28、議案第32号 智頭町部落差別の解消の推進に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、議案書28ページをご覧ください。併せて、議案説明資料5ページの下段もご覧いただきたいと思います。

議案第32号 智頭町部落差別の解消の推進に関する条例の一部改正につきましては、国に対し差別を禁止する法の整備を求めているところですが、これまで法の整備に至っていない現状が続いているため、国に先駆け、差別を禁止する条項を整備するものです。

概要につきましては、議案説明資料5ページの2の概要にあるとおり、現条例に部落差別を禁止する条項を加えるものです。

詳細につきましては、議案書29ページをご覧ください。

施行期日は、公布の日からであります。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第29、議案第33号 智頭町介護保険条例の一部改正についての補足説明を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 議案第33号 智頭町介護保険条例の一部改正についてです。

議案書 30 ページ、説明資料 6 ページ上段をご覧ください。

介護保険施行令の一部改正及び第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定により、所要の改正を行うものです。

議案書 31 ページをご覧ください。

第 2 条の保険料率について、適用期間を令和 6 年度から令和 8 年度までと定め、保険料額を見直しし、区分についても 13 段階に改めるものです。

また、第 1 号被保険者の保険料の減額賦課に係る保険料額についても見直しをするものです。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日です。

説明は以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第 30、議案第 34 号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についての補足説明を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 議案第 34 号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてです。

議案書 33 ページ、説明資料 6 ページ下段をご覧ください。

介護保険サービスに係る基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。これは、介護保険サービスに係る人員、設備、運営等の基準が介護保険事業計画の期間に合わせ、3年に一度見直しが行われることに伴うものです。

議案書 34 ページから 40 ページになりますが、今回は、従業員の員数、管理者の職務、利用者またはその家族に対する内容及び手続の説明及び同意、具体的な取扱い方針、重要事項の掲示、記録の整備に係る新設、見直し等を行うものです。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日です。

説明は以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第31、議案第35号 智頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての補足説明を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 議案第35号 智頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

議案書41ページ、説明資料7ページ上段をご覧ください。

介護保険サービスに係る基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。これは、介護保険サービスに係る人員、設備、運営等の基準が介護保険事業計画の期間に合わせ、3年に一度見直しが行われることに伴うものです。

議案書42ページから48ページになりますが、今回は、従業者の員数、管理者の資格、利用者またはその家族に対する内容及び手続の説明及び同意、利用料等の受領、重要事項の掲示、記録の整備、具体的取扱い方針に係る新設、見直し等を行うものです。

施行期日は、令和6年4月1日です。

説明は以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第32、議案第36号 智頭町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、議案説明資料概要の7ページ下段をご覧ください。議案につきましては、49ページからでございます。

議案第36号 智頭町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

これは、智頭町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものであります。

この改正につきましては、鳥取県東部圏域におきまして、トレーをプラスチックごみと一緒に収集することに伴い、所要の改正を行うものです。

概要としましては、資源ごみ、廃棄物処理手数料のトレーの表記を削除するものでございます。

施行期日につきましては、令和6年4月1日です。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第33、議案第37号 第9期智頭町後期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定についての補足説明を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 議案第37号 第9期智頭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定についてです。

議案書51ページと別冊の計画書をご覧ください。

今回、3年に1回の計画の見直しを行いましたので、智頭町議会基本条例9条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。これは、令和6年度から令和8年度までの介護サービス料と給付費の給付費の見込み及び高齢者が地域で暮らす体制づくりの計画を定めるものです。

説明は以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第34、議案第38号 智頭病院経営強化プランの策定についての補足説

明を求めます。

福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 議案第38号 智頭病院経営強化プランの策定についてでございます。

これは、智頭病院経営強化プランを策定することについて、智頭町議会基本条例第9条の第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の計画書をご覧ください。

この計画書によりまして、持続可能な経営を求められておりますので、計画の中に盛り込んでおります。

説明は以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、波多議員。

○8番（波多恵理子） 経営強化プランの28ページです。28ページの真ん中の段3、経費削減に係るものところで、材料比率費、委託比率費が令和6年度から令和9年度にかけて下がっています。第2期の策定案の中に、材料費については、平成21年1月から、薬品会社を1社に一元化することにより、薬価の税引き率を3%上乘せすることができた。委託料についても、平成23年度からは、委託料を5年間とすることで、業者メリットもあり、委託金額の削減に努めてこられたとあります。今回は、どのようにして材料費比率、委託費比率を下げられるのか、もし、お考えがあればお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 議員おっしゃるとおり、これまで長期契約等の改善策を実施して経費の節減に努めてきたところであり、このたびの計画におきましては、収益の増も見込んでおりますし、そういった中で経費全体も増加はしていく状況にはあります。そういった中で計画を立てる段階において、この経費節減に係る材料費の比率等が結果的に下がって計算されてきておるとい状況でございます。

○議長（谷口雅人） 8番、波多議員。

○8番（波多恵理子） ありがとうございます。もう一つ、上の段の収入確保に

係るものというところで、入院患者数が令和6年度から令和9年度までに、1,266人ほど増加しております。今、人口減少が著しい中で、どのように入院患者を確保されるのか、具体的な案があったらお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 現在、来年度の予算におきましても、一般病棟で79.4%の利用率を見込んでおります。療養病棟では、85.2%という利用率で見込んでいる状況ではあります。この状況で、利用者、入院患者の増を見込んでいくわけではございますが、智頭町内だけで考えますと、人口減の影響を受けて入院患者の数は減るものと考えられますが、鳥取市内におきましては、今後とも入院患者の数がまだ増えるという推計がなされております。そういった状況を踏まえまして、急性期病院、基幹病院からの入院患者の受入れ、療養が継続する患者さんの受入れというものを積極的に行っていくことを計画しております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第35号、議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町老人福祉センター）の補足説明を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 議案第39号 公の施設の指定管理者の指定についてです。

議案書53ページをご覧ください。

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求めるものです。

公の施設の名称は、智頭町老人福祉センターです。指定管理者は、八頭郡智頭町大字智頭1795番地1、特定非営利活動法人 和の輪理事長 河村憲夫です。指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

選定の理由です。智頭町老人福祉センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、特定非営利活動法人 和の輪を指定管理者として指定しようとするものです。

なお、指定管理者選考委員会で厳正な選定審査を行った結果、選定者として決定されたことを申し添えます。

説明は以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第36、議案第40号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭町総合案内所の）の補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） それでは、議案書54ページになります。

議案第40号 公の施設における指定管理者の指定についてでございます。これは、智頭町立智頭町総合案内所の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条第6項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者、八頭郡智頭町大字智頭2067番地1、一般社団法人 智頭町観光協会会長 米井哲郎。指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで、指定の理由 智頭町智頭町総合案内所の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般社団法人智頭町観光協会を指定管理者として指定しようとするものであり、指定管理者選考委員会においても選定者として決定されたことを申し添えます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第37、議案第41号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）の補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議案書55ページになります。

議案第41号 公の施設における指定管理者の指定についてでございます。これは、旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の指定管理者を指定することについて、

地方自治法第244条第6項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者 八頭郡智頭町大字智頭2067番地1、一般社団法人 智頭町観光協会会長 米井哲郎。指定の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、指定の理由 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般社団法人 智頭町観光協会を指定管理者として指定しようとするものでございます。

なお、指定管理者選定委員会において選定者として決定されたことを申し添えます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第38、議案第42号 町道の路線の認定についての補足説明を求めます。
迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） では、議案56ページ及び57ページをご覧ください。

議案第42号 町道の路線の認定についてでございます。これは、愛宕公園線ほか全4路線を新たに町道に認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

このたび、新たに町道として認定する路線は、愛宕公園線、グリーンガーデン線、木工団地支線及び倉谷2号線の全4路線となります。それぞれの起点、終点、重要な経過地につきましては、57ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第39、議案第43号 町道の路線の変更についての補足説明を求めます。
迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） それでは、議案58ページ及び59ページをご覧ください。

議案第43号 町道の路線の変更についてでございます。これは、木工団地線ほか、全5路線の起終点などを変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

このたび変更となる路線は、木工団地線、沖ノ山線、芦津線、木下小又線及び小又線の全5路線となります。

それぞれの変更の詳細につきましては、59ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第40、議案第45号 字の区域の変更についての補足説明を求めます。
原田地籍調査課長。

○地籍調査課長（原田誠之） 議案書61ページ、説明資料の8ページをご覧ください。

議案第45号 字の区域の変更についてでございます。

地方自治法第260条第1項の規定により、令和3年6月から令和3年9月に実施いたしました地籍調査事業の大字八河谷地区の一部、計画面積0.87平方キロメートルの一筆地調査を実施した成果により、地形の実態に整合するように字の区域の変更を行うものでございます。

なお、字の区域の変更の詳細につきましては、議案書62ページから63ページに記載してございます。

変更の日は、国土調査法の規定による認証の日でございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

執行部はそのまま、議員の皆さん、全協室へお集まりください。

休 憩 午後 2時04分

再 開 午後 2時15分

○議長(谷口雅人) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、日程第41、議案第15号から日程第50、議案第44号までの10議案の補足説明及び質疑を行います。なお、この10議案については、本日、可否決定を行います。

日程第41、議案第15号 令和5年度智頭町一般会計補正予算(第12号)の補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長(國岡厚志) それでは、補正予算書1ページをご覧ください。

議案第15号 令和5年度智頭町一般会計補正予算(第12号)、歳入歳出の総額から2億5,838万5,000円を減額し、それぞれ70億9,706万5,000円とするものであります。

まず歳出についてですが、別に配付をしております。令和5年度3月補正予算概要と補正予算書により説明をさせていただきます。なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がありますが、ご了承していただきたいと思います。

全事業にわたって、人件費及び各事業の決算見込みに基づく調整を行っておりますとともに、併せて、各特別会計の補正に伴う各特別会計への繰出金の調整を行っております。

概要書1ページ、補正予算書26ページの議会費では、決算見込みに基づき、旅費、委託料などを減額しております。

同じく予算書の26ページからは、総務費ですが、26ページから27ページにかけての一般管理費、財産管理費につきましては、会計年度任用職員を含む人件費の調整のほか、令和6年度に内閣府地方創生推進事務局に職員を派遣を予定しているため、派遣準備に係る旅費の増額のほか事業費の調整を、27ページか

ら 28 ページにかけてのまちづくり推進費でも事業費の調整のほか、地域情報化推進事業では、IRU スポット移転手数料の増額をそれぞれ措置しております。

28 ページの交通安全対策費では、事業費の調整をそれぞれ措置しております。

28 ページから 29 ページにかけての地域活性化推進費及び交通政策費の智頭農林高校協働連携事業では、智頭農林高校生学生寮運営補助金の増額を、共助交通運行事業では、地方バス路線維持対策費補助金の増額をそれぞれ措置しております。29 ページの諸費では事業費の調整を、29 ページから 30 ページにかけての、また概要書では 2 ページの税務総務費及び戸籍住民基本台帳費では、人件費の調整のほか、住民基本台帳システム改修の増額をそれぞれ措置しております。

30 ページから 31 ページにかけての選挙管理委員会費、鳥取県知事、県議会議員選挙及び統計調査費では、人件費の調整のほか事業費の調整を、住宅土地統計調査費では、管理用消耗品の増額をそれぞれ措置しています。

32 ページからは、民生費であります。

32 ページから 33 ページにかけて、概要書では 2 ページから 3 ページにかけての社会福祉費では、社会福祉総務費で人件費の調整のほか、高齢者等移送サービス事業補助金の増額を、障害福祉費では、障害者給付費、相談支援事業委託料の増額のほか事業費の調整を、老人福祉費では人件費の調整のほか、後期高齢者医療特別会計繰出金の減額のほか、事業費の調整をそれぞれ措置しています。

33 ページの同和対策費では、実績見込みによる事業費の調整を、33 ページから 34 ページにかけての社会福祉総務費では、隣保館運営費の実績見込みによる燃料費の増額のほか、人件費及び事業費の調整をそれぞれ措置しています。

34 ページから 35 ページにかけての子育て支援推進費では、人件費の調整のほか、子育て推進事務では、実績見込みの増加に伴う智頭農林高等学校生徒通学費補助金の増額を、森のようちえん事業では、実績に伴う事業費の調整をそれぞれ措置しています。

35 ページから 36 ページにかけての保育園費では、人件費の調整のほか広域入所負担金の増額及び事業費の調整を、36 ページの母子父子福祉費、児童館費、児童手当給付費については人件費の調整及び事業費の調整をそれぞれ措置しています。

37 ページの生活保護総務費では人件費の調整を、同じく 37 ページ、概要書では 3 ページから 4 ページの衛生費、保健衛生総務費では、人件費及び休日急患

歯科診療所負担金の増額などの事業費の調整を、また予防費では、予防接種委託料と新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害給付費の減額を、37ページの環境衛生費では、実績の見込みにより負担金、補助金等の減額を、38ページの母子衛生費では、妊婦健診手数料、出産・子育て応援交付金等の減額と産後ケア事業、産前・産後整体事業委託料の増額を、38ページから39ページの健康増進事業では、人件費及び後期高齢者健康診査委託料の増額など事業費の調整を、39ページのじん芥処理及び合併処理浄化槽費では各事業の調整を、40ページの上水道施設費では、上水道事業会計繰出金の増額をそれぞれ措置しております。

40ページの労働諸費では、実績見込みにより、特定新規学卒者就職支度金を減額しています。

同じく40ページ、概要書では5ページとなります。

農業費の農業委員会費では各事業の事業費の調整を、40ページから41ページにかけての農業総務費でも人件費の調整を、41ページから42ページにかけての農業振興費では、自然栽培関連の地域おこし協力隊の中途退任に伴う減額のほか各事業の調整を、42ページの畜産業費では、畜産共進会関連の事業費の減額をそれぞれ措置しております。

42ページから43ページにかけての地籍調査費では、人件費の調整のほか事業の確定に伴う事業費の調整を、43ページの農業集落排水費では、農業集落排水事業会計へ繰出金の減額をそれぞれ措置しています。

予算書では、43ページから44ページ、概要書では5ページから6ページとなる林業振興費では、危険物事前伐採に係る手数料の減額や温水プールの薪ボイラー施設の修繕料の増額のほか各事業の事業費の調整を、造林事業でも事業費の調整をそれぞれ措置しております。

45ページの林道費では各事業の調整を、同じく45ページの商工費、商工振興費では事業費の調整のほか、観光費では、財源の組み替えをそれぞれ措置しております。

45ページから46ページにかけての土木費、土木総務費では、人件費の調整のほか、道路関係期成会負担金等の減額を、安全なまちづくり推進事業では、実績に伴う事業費の減額を、道路維持費では各事業の調整のほか、除雪車両損傷に伴う修繕料の増額を、46ページから47ページにかけての、概要書では6ペー

ジから7ページにかけての道路新設改良費でも、各事業の調整をそれぞれ措置しております。

48ページの下水道事業費では、公共下水道事業会計繰出金の減額を措置しております。また、住宅管理費では人件費の調整を、48ページから49ページにかけての消防費、非常備消防費では、人件費の調整のほか事業の調整を、消防施設費では、消防車車検に伴う自動車重量税の増額を、防災費では、防災無線の戸別受信機設置手数料の増額のほか、それぞれ事業の事業費を調整をしております。

49ページから50ページにかけての教育費、教育委員会費、事務局費では、人件費の調整のほか各事業の事業費の調整を、51ページから52ページにかけての小学校費及び52ページから53ページにかけての、概要書では8ページとなる中学校費でも、各事業の事業費の調整をそれぞれ措置しております。

予算書53ページから54ページにかけての社会教育総務費では、人件費の調整のほか各事業の事業費の調整を、中央公民館費、地区公民館費では、会計年度任用職員の人件費及び事業費の調整を、社会教育施設費では、久志谷集会所の人件費の調整のほか事業費の調整を、54ページから55ページにかけての文化財整備活用費では各事業費の調整を、55ページの社会同和教育費では人件費の調整を、56ページの保健体育総務費でも各事業の事業費の調整を、学校給食費では、人件費の調整のほか事業費の調整を、また、実績見込みに伴う燃料費の増額を、体育施設費でも事業費の調整を措置しております。

56ページから57ページにかけての災害復旧費では、農地農業用施設災害復旧事業の修繕料の増額を、林道施設災害復旧費では、工事請負費など並びに事務費の増額を措置しています。

以上、合計2億5,838万5,000円の減額補正となっております。

次に、歳入についてですが、補正予算書12ページをご覧ください。

地方交付税から町債まで、歳入と同額の2億5,838万5,000円の減額となっておりますが、いずれも実績及び決算見込みに基づくものでございます。主なものは、地方交付税を現段階での実績により増額し、繰入金では、財政調整基金、まちづくり振興基金などからの繰入金の減額を、町債では災害復旧債の増額を、また、過疎債の林業振興事業債、農業振興事業債、土木債、教育債及び商工債の減額をそれぞれ措置しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入、歳出、繰越明許費から地方債の3区分に分けて行います。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

それでは、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 補正予算書の14ページの総務使用料で、AI乗合タクシーの使用料が1,000万円減額になっておりますけど、中身を少し説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） これにつきましては、定期券回数券の販売収益になりますが、令和5年度の当初のときに、すぎっ子バスの運営と同様に、町が主体となって運営するというので予算化をしておりましたが、今回ののりりんにつきましては、共助交通運営協議会が運行主体ということになりますので、そこに販売機販売収益は入ってくるということになります。

委託事業ですので、委託料として委託契約をしてます。最終的には、精算をして返していただくということになりますので、取りあえず直接町に入ってくる1,000万円というのは、本当は関係なかったんですけども、ここで上げていたので、今回落としたということになります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 中身は分かりました。運営協議会のほうでというふうなことで分かりました。この会計事務的なことというのは、運営協議会の中で行われるというふうな認識でよろしいですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） そのとおりでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

3番、岡田議員。

○3番（岡田光弘） 22ページの繰入金の財政調整基金繰入金でございますけ

ども、総務課長の説明の中で、今現在の受入れですね。これに伴って、現在に合わせて、5億5,407万6,000円減額して、2億9,336万9,000円の繰り入れということでありまして、これについては説明がありましたように、これから3月の地方交付税の入り方によって、ここでは予算的には2億9,300万円の繰り入れを見込んでいるわけですが、それを極力入る金額と合わせて、この執行、予算的には、この金額を見込んでいるわけですが、実際には、それからかなり削減した繰り入れになるということでの見込みでよろしいでしょうか。

○議長（谷口雅人） 国岡総務課長。

○総務課長（国岡厚志） おっしゃるとおり、また説明をしたとおり、そのように対応してまいりたいと。また、例年そのように対応しておりますので、今年度もそのようにしたいと考えております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、宮本議員。

○5番（宮本行雄） 予算概要1ページ、本冊で言いますと28ページ、事業番号1517番、行政情報システム推進費、これが備品購入でマイナスの243万8,000円となっておりますが、当初これは何を購入されるという目的があったのでしょうか、教えてください。

○議長（谷口雅人） 国岡総務課長。

○総務課長（国岡厚志） これにつきましては、ネットワークのセキュリティの機器でございまして、減額の理由につきましては、通信方法の変更によって機器の変更があったため、減額となったものでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

3番、岡田議員。

○3番（岡田光弘） 本冊27ページのまちづくり推進費の役務費の手数料です。これ今回130万円増額補正してありまして、多分、手数料というのは、IRUのスポット保守に関わる部分だと思いますけども、今回3月に補正される内容に

ついてお願いします。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） これにつきましては、昨年1月の大雪に伴って、光回線が断線した箇所がございます。その請求分がまだ来ていないという状況がございますので、このたび補正予算で要求させていただいたところでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 本冊の26ページの一般管理費の普通旅費ということで、国への職員派遣が行われるということです。これで、どのような研修とか派遣ということなんでしょうけども、業務内容はどのようなことになるんでしょうか、そのあたりについて説明をお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 先ほどの説明で、内閣府の地方創生推進事務局というところに派遣を予定しております。主に地方創生関連であるとか、業務が何か所かの部門にあります。ちょっと配属先はまだ確定をしておりますが、そういった地方創生に関連する業務となる予定でございます。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 地方創生に関するということになると、デジタル田園都市国家構想なんか、そういったことも含まれるということになるのかなと思うんですけど、包含してそういうふうな感じになるんですか。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） その部門も含まれております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

5番、宮本議員。

○5番（宮本行雄） 予算概要の5ページ、本冊の41ページ、事業番号1953、ホンモノの農産物づくり推進事業、事業名たくさん書いてあるんですけども、一番大きな金額といいますか、減額となった一番大きな事業について教えてください。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） ホンモノの農産物づくり推進事業のうち、自然栽培振興業務委託料が247万8,000円の減であります。これは、NPO法人

そらみずちの地域おこし協力隊が9月末で退任したということに伴う減額であります。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

3番、岡田議員。

○3番（岡田光弘） 28ページの交通政策費の中に、職員手当として時間外勤務手当150万円を今回増額をしておられますけども、これ、今回のAI共助交通初年度ということで、住民主体での運営という中で、その補完的な役割として、職員の時間外勤務手当かなり増えたのではないだろうかということですが、先月の総務委員会で同僚議員が、このAI共助交通に関しての現段階での収支計画の提出をという話がありましたけども、この時間外勤務手当の増額に相当する部分もその収支に影響してくるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 収支につきましては、昨年度お示しした収支の中に、職員の人件費等は入っておりませんので、今回も入れておりません。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

7番、谷口翔馬議員。

○7番（谷口翔馬） 本冊32ページ、老人福祉費の会計年度任用職員の報酬が252万円減ということですが、これ募集したが手挙げがなかったということでよろしいでしょうか。

○議長（谷口雅人） 山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 重層的のために会計年度職員を募集しましたが、該当者がいなかったということで減額させていただいております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

5番、宮本議員。

○5番（宮本行雄） 予算概要の6ページ、本冊で言うと43ページ、事業番号2053番、林業事業体等支援事業で、これも全部の事業じゃなくていいので、一番大きく減となった事業について教えてください。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 林業事業体等支援事業のうち、危険木事前伐採に

係る手数料が837万円の減額であります。これは、事業実施箇所や事業量の精査による減ということなのですが、集落の孤立化の履歴があって、急ぐところから着手をしたということでもあります。

以上です。

○議長（谷口雅人）　ほかありませんか。

3番、岡田議員。

○3番（岡田光弘）　41ページ、農業振興費の補助金の中に、農地中間管理事業補助金が今回減額してあるわけですが、遊休農地の利活用という面で、議会の中でも、この中間管理という業務、これに期待するところが大きかったわけですが、今回減額になったというのは、令和5年度ではできないけども、それを令和6年度のほうに持ち越したというような考え方でよろしいですか。

○議長（谷口雅人）　山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本　進）　この補助金のうち、117万5,000円の減の要素があります。それは、県の事業を活用した農地再生の事業があるんです。中間管理機構を介した料金設定を前提とした農地再生という事業があります。ただ、水稻を作付しようということで、ほ場を平らにならすことを計画されとったんですが、隣接のほ場から入ってくる排水の処理、その対策が事業の対象にならないということで、この事業による実施を断念されたということでもあります。

以上です。

○議長（谷口雅人）　ほかありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋）　補正予算書の37ページの予防費、扶助費が4,555万円、新型コロナによる予防接種の健康被害給付金ということで、これは以前委員会等で説明があったと思うんですけど、これやっぱり国の基準では認定される可能性が高いということで、補正計上されたというふうに私認識しているんですけど、今回は非認定になったということで、これも個人情報等々もいろいろあると思うんで、説明できる範囲で、その非認定になった内容を教えてください。

○議長（谷口雅人）　山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬）　この扶助費、コロナウイルスの健康被害の給付費に関してなんですけれども、認定になるという判断でということは町はできませんので、その申請によりまして、診断書、病歴のカルテ等を送りまして、なる可能性

があるということでこの予算を計上させていただいておりました。ただ、国のほうの審査で非認定となりましたので、今回減額というふうにさせていただいております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

5番、宮本議員。

○5番（宮本行雄） 予算概要の4ページ、本冊で言うと37ページですが、事業番号1093番、各種予防事業、これはいろんな予防接種があると思うんですけども、例えば、インフルエンザであるとか、その他もろもろあると思うんですけども、この予防接種の関係で一番大きく減となった予防接種の種類を教えてください。

○議長（谷口雅人） 山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 予防接種の委託料の減についてです。金額の大きなものとしては、インフルエンザが一番大きいとは思いますが、そのほか子宮頸がん、子どもの4種混合、高齢者の肺炎球菌等ございますので、また決算の際には詳細な数字を出させていただきます。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

3番、岡田議員。

○3番（岡田光弘） 本冊44ページの林業費の中の林業振興費の積立金774万9,000円の増額となっております。これは、森林環境譲与税の事業の執行残を積み立てたものだというふうに理解しておりますけども、いろんなところで、この基金の積立金につきましては、その積み立ての目的の用途をどういう目的で積み立てていくのかというところが今後問われてくると思うんです。今年度については、執行残があったので、積み立てるということは理解できるわけですけども、今後の方向性として、この基金をそれぞれどういった目的で積み立てるかというのを住民の前にも明示していく必要があるのかなというふうに思うんですが、そのあたりの考えはいかがですか。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） これまで何度かご説明申し上げておりますが、今後のまとまった財政需要への対応ということで、基金を積み立てておるということでありまして。ただ、今後もろもろいろんな木材利用のPR等々含めた、例えば公共施設への利用とかそういったことも含めて、具体的に用途をこれから並行し

て進めていく必要があるというふうには思っています。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。
次に、繰越明許費から地方債までの質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。
最後に、再度一般会計の補正予算全般にわたっての質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。
日程第42、議案第16号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第4号）の補足説明を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 補正予算書63ページをご覧ください。
議案第16号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ106万9,000円を増額し、歳
入歳出予算の総額を、それぞれ8億1,045万6,000円とするものです。

歳出につきましては、70ページをご覧ください。

総務管理費で人件費の調整を、徴収費では、産前・産後保険料減免措置に伴う
システム改修委託料の増額を措置しています。

また、保険給付費では、一般被保険者高額介護合算療養費と葬祭費を増額措置
しています。

歳入につきましては、69ページをご覧ください。

県支出金及び繰入金で調整しております。

説明は以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。
これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第43、議案第17号 令和5年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長(西川公一郎) 補正予算書74ページをご覧ください。

議案第17号 令和5年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)であります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ74万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を185万2,000円とするものです。

まず、歳入について説明をさせていただきますので、79ページをご覧ください。

決算見込みによりまして、県補助金、貸付金元金収入を前年度繰越金等、それぞれ収入を調整しております。

次に、80ページの歳出についてであります。貸付金の収入等の決算見込みによりまして、一般会計の繰出金を含め、調整しております。

以上でございます。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第44、議案第18号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の補足説明を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長(山本洋敬) 補正予算書81ページをご覧ください。

議案第18号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9万7,000円を減額し、歳入歳

出予算の総額を、それぞれ11億8,827万8,000円とするものです。

歳出につきましては、89ページをご覧ください。

総務費では介護認定審査費を、地域支援事業費では、介護予防ケアマネジメント事業費及び介護予防普及啓発事業費、任意事業費、認知症総合支援事業費を、介護予防サービス事業では介護予防支援費を、諸支出金では、一般会計繰出金をそれぞれ減額し、事業の調整を行っております。予備費では、財源調整による増額を措置しています。

歳入につきましては、87ページをご覧ください。

財源につきましては、主に国庫支出金及び県支出金、繰入金等で調整しています。説明は以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第45号、議案第19号 令和5年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 補正予算書91ページをご覧ください。

議案第19号 令和5年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ193万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億472万1,000円とするものです。

歳出につきましては、98ページをご覧ください。

後期高齢者医療広域連合納付金について、実績による減額を措置しております。

歳入につきましては、97ページをご覧ください。

一般会計繰入金で調整しております。

説明は以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第46、議案第20号 令和5年度智頭町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、簡易水道事業会計補正予算の補足説明をさせていただきます。補正予算書を1ページをご覧ください。

議案第20号 令和5年度智頭町簡易水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

収益的支出のうち、簡易水道事業費用の営業外費用を12万1,000円減額し、2,084万9,000円としております。

また、資本的支出のうち企業債償還金を40万円減額し、114万円としております。

詳細につきましては、3ページをご覧ください。

収益的支出、資本的支出のそれぞれの企業債の詳細につきましては、令和4年度に借り入れた企業債の実績減に伴いまして、元金、利息ともども減額を計上しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第47、議案第21号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第4号）の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、公共下水道事業会計補正予算の補足説明をさせていただきます。補正予算書1ページをご覧ください。

議案第21号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

収益的収入及び支出のうち、下水道事業収益並びに下水道事業費用をそれぞれ

507万円減額し、2億2,803万円としております。

また、資本的収入及び支出をそれぞれ95万9,000円減額し、2億3,095万7,000円としております。

詳細につきましては、4ページをご覧ください。

収益的支出につきまして、下水道事業費用のうち、管渠費並びに処理場費につきまして、実績見込みに伴います光熱費等の減額を、また、消費税の不足分を特別損失に増額計上しております。

収益的収入につきましても、実績見込みに伴う使用料並びに他会計繰入金の減額を、また、新規加入金の増額を計上しております。

続きまして、5ページをご覧ください。

資本的支出につきましては、決算見込みに伴う工事請負費の減額並びに企業債元金償還金の減額を計上しております。

資本的収入につきましては、国庫補助金の追加配分による増額を計上し、また、これに伴います下水道債の減額を計上しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第48、議案第22号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第4号）の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、農業集落排水事業会計補正予算の補足説明をさせていただきます。補正予算書の1ページをご覧ください。

議案第22号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第4号）でございます。

収益的収入及び支出のうち、下水道事業収益並びに下水道事業費用をそれぞれ1,049万3,000円減額し、2億3,832万2,000円としております。

また、資本的収入及び支出をそれぞれ339万3,000円減額し、2億2,

662万3,000円としております。

詳細につきましては、4ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、下水道事業費用のうち、管渠費並びに処理場費につきまして、実績見込みに伴う光熱水費、手数料等の減額を計上しております。

収益的収入についても同様に、使用料及び他会計補助金等の減額を計上しております。

続きまして、5ページの資本的支出につきまして、県工事によります米倉谷橋管路付替工事の発注形態の変更に伴いまして、工事請負費の減額並びに工事負担金の増額を計上しております。

また、発電機購入契約実績の減並びに企業債元金償還金の減額を計上しております。

資本的収入につきましては、工事負担金並びに一般会計の繰入金の減額を計上しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第49、議案第23号 令和5年度智頭町水道事業会計補正予算（第5号）の補足説明を求めます。

西川水道課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、水道事業会計補正予算の補足説明をさせていただきます。補正予算書1ページをご覧ください。

議案第23号 令和5年度智頭町水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

収益的収入及び支出のうち、水道事業収益について、営業外収益を82万2,000円増額し9,325万5,000円に、収益的支出のうち、水道事業費用の営業費用を5万4,000円減額し、8,541万9,000円としております。

続きまして、資本的収入及び支出のうち、収入の工事負担金を2,550万円

減額し0円に、資本的支出については、建設改良費を3,078万7,000円減額して、1,015万9,000円としております。

詳細については、3ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、水道事業費用のうち総係費の人件費の増額に伴う賞与引当金繰入金の増額を、その他は、決算見込みに伴う動力費、備用品等の減額を計上しております。

収益収入につきましては、人件費増額の財源を他会計繰入金で措置しております。

続きまして、1ページめくってもらっていただきまして、4ページの資本的支出につきましては、決算見込みによります備品購入費等の減額を計上しております。

また、県の発注工事の延期に伴い、大目谷工事費の減額を、同じく、県工事による米倉谷橋の管路付け替え工事の発注形態の変更に伴い、工事請負費の減額並びに工事負担金の増額を計上しております。

また、資本的収入につきましても同様に、発注形態の変更に伴う工事負担金の減額を計上しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第50、議案第44号 工事請負契約の締結についての一部変更についての補足説明を求めます。

迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） 議案60ページをご覧ください。

議案第44号 工事請負契約の締結についての一部変更についてでございます。これは、令和5年5月22日に議決のちょうど市瀬護岸線橋梁修繕工事請負契約の一部を変更することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

変更となる箇所ですが、3番、請負金額中、6,457万円を6,611万3,

300円に改めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで補足説明及び質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時04分

再 開 午後 3時07分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第41、議案第15号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第12号）
の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第42、議案第16号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第43、議案第17号 令和5年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第44、議案第18号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第45、議案第19号 令和5年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第46、議案第20号 令和5年度智頭町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第47、議案第21号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第4号）の討論を行います。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第48、議案第22号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第49、議案第23号 令和5年度智頭町水道事業会計補正予算（第5号）の討論を行います。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、谷口翔馬議員の退席を求めます。

（谷口翔馬議員、退席）

○議長（谷口雅人） 日程第50、議案第44号 工事請負契約の締結についての一部変更についての討論を行います。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 8名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

谷口翔馬議員の復席を求めます。

（谷口翔馬議員、復席）

日程第51. 発議第1号から日程第52. 発議第2号まで 2案
一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第51、発議第1号 智頭町議会基本条例の一部改正

についてから、日程第52、発議第2号 智頭町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてまでの2議案を一括して議題とします。

本案については、会議規則39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案については、趣旨説明を省略することに決定しました。

日程第51、発議第1号 智頭町議会基本条例の一部改正についての質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第52、発議第2号 智頭町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についての質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第35. 陳情について

○議長(谷口雅人) 日程第53、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、3月8日から3月17日の10日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、3月8日から3月17日の10日間を休会しすることに決定しました。

3月7日は、午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

休会中は委員会等を開き、付託案件の審査等をお願いします。

来る3月18日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 3時17分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和6年3月6日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 岡 田 光 弘

智頭町議会議員 宮 本 行 雄